

Title	比例代表制度の四典型
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.2 (1916. 2) ,p.201(87)- 215(101)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160201-0087">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160201-0087</a>

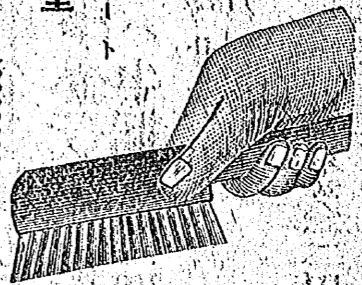
慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 通間 座張 銀尾 澤田洋服店

電話新橋二三三七  
振替口座八八二八

フラッシュ進呈



▼貴下の御利益にして弊店獨創の企  
▼最初御買上げの機会を以て各一個を限り無代進呈致し而して  
以後此フラッシュ御呈示の節は現金御買上げの洋服代に限り  
其三步の割戻しを受けらるゝ永久的特權有之候

毛織物販賣  
英國式裁縫  
米國式裁縫

この二ヶ月後の三田山上は (創業明治二十四年)  
於米國桑港  
入學に...進級に...卒業にと  
歡喜充ちて新進の氣運潑刺たらんとす  
二ヶ月はつかの間なり...早く!!

此新氣運に應すべき新服裝の準備は又常に  
新しき力の豊富なる澤田へ命せらるゝが  
總てに於て貴下の最利益なり。

## 雜 録

### 比例代表制度の四典型

村田岩次郎

#### 其の一 大選區區讓渡式

##### 單名投票制度

此の制度に於ては一選挙區より多數の議員を  
選出することを要す、而して候補者は議員に當  
選する爲めには一定數(例へば選出議員數を以  
て選挙人總數を除して得たる商)の得票あるこ  
とを必要とす。選挙人は正候補者一名を選定し  
得るものなるも同時に副候補者を副記し、正候  
補者に必要以上の得票ありたる場合に其の過剩  
投票を副候補者に讓渡するものとす。ヘヤの提  
唱に係る比例代表制度は即ち此の典型に屬す。

今假りに選挙區内の有権者總數を六百人、選出  
議員數を百二十人、當選に必要な得票數を五  
票とし、各黨派が平等に五百人宛の有権者を有  
し、十二の黨派が各々十名宛の候補者を列記し  
たる候補者名簿を作製し、各有権者は其の所屬  
黨派の名簿に對して投票し、其の投票は各派名  
簿の首位に在る正候補者に集中せらるゝものと  
假定すれば投票の結果左の如し。

甲黨……五〇票(候補者一〇名)

い(正候補者五〇票)

「い」の過剩投票讓  
渡の結果下の如し

い、イ、ロ、ハ、ニ  
ホ、ヘ、ト、チ、リ  
(各五票)

乙黨……五〇票(候補者一〇名)

ぬ(正候補者五〇票)

「ぬ」の過剩投票讓  
渡の結果下の如し

ぬ、ヌ、ル、ヲ、ワ

カ、ヨ、タ、レ、ソ  
(各五票)

丙黨……五〇票(候補者一〇名)

つ(正候補者五〇票)

「つ」の過剰投票譲渡

の結果下の如し

つ、ツ、ネ、ナ、ラ  
ム、ウ、キ、ノ、オ

(各五票)

丁黨以下同様と知るべし。

即ち甲以下の十二個の黨派は其の得票に比例して各々十名の議員を擧ぐることを得るなり。

又選挙区内の有権者總數を六百人、選出議員數を百二十人、當選に必要な得票數を五票、甲黨所屬の有権者を三百人、乙黨所屬の有権者を二百人、兩黨所屬の有権者を百人とし、甲黨は六十名、乙黨は四十名、丙黨は二十名の候補者を指定し、各派の有権者は各派の名簿の對して投票し、其の投票は各名簿の首位に在る候補

者に集中せらるゝものとすれば其の投票の結果は左の如し。

甲黨……三〇〇票(候補者六〇名)

A (正候補者三〇〇票)

過剰投票譲渡の結果

A a<sub>1</sub> a<sub>2</sub> a<sub>3</sub> a<sub>4</sub> a<sub>5</sub> …… a<sub>60</sub>

(各五票を得て當選)

乙黨……二〇〇票(候補者四〇名)

B (正候補者二〇〇票)

過剰投票譲渡の結果

B b<sub>1</sub> b<sub>2</sub> b<sub>3</sub> b<sub>4</sub> b<sub>5</sub> …… b<sub>40</sub>

(各五票を得て當選)

丙黨……一〇〇票(候補者二〇名)

C (正候補者一〇〇票)

過剰投票譲渡の結果

C c<sub>1</sub> c<sub>2</sub> c<sub>3</sub> c<sub>4</sub> c<sub>5</sub> …… c<sub>20</sub>

(各五票を得て當選)

遮莫過剰投票の譲渡に際して注意すべきこと

あり、今Aを正候補者とし、イを副候補者とする投票六〇〇票あり、之と同時にAを正候補者とし、ロを副候補者とする投票四〇〇票ありとせん。當選に必要な得票數を四〇〇票とすればAは總計六〇〇票の過剰投票を有することゝなるべし。Aイの投票より計算を始めAが當選點に達したる後、即ち四〇〇票の得票を算したる後、其の過剰投票をイに譲渡すればイはAより二〇〇票を受くることゝなるも當選する能はず。然るにAロの投票を計算するに方りロはAより四〇〇票の全部を得て議員に當選す可きなり。若夫れ計算の順序を轉倒してAロの投票より計算したりとせんか、ロはAより一票の譲渡さへも受くる能はず、而してイはAの過剰投票六〇〇票を得て確實に當選すべし。「イ」「ロ」の孰れが議員に當選するやは全く投票計算の順序てふ偶然的原因によつて決定せらるゝものにして其の不當なること甚だ明瞭なり。Aイの投

票は六〇〇票にして、Aロの投票は四〇〇票なるが故にAの過剰投票六〇〇票は「イ」と「ロ」の二人に三と二の比率を以て分配せられざる可からず。即ちイはAより三六〇票、ロはAより二四〇票を受くるを得てAの過剰投票の分配は始めて合理的に行はれたるものと謂ふべきなり。ヘヤの制度に在りては議員數を以て選挙人の總數を除して得たる商を當選必要數としたるも、斯くては棄權者多き時當選點に達する者議席數に満たざるとあるべし。是に於て平殘席を如何に分配す可きかの問題を生ず。ヘヤは此の場合ことゝしたり。従つて前掲の例に於て所要議席數を二とし、イの殘票を三六〇票、ロの殘票を二四〇票とすればイは當選點即ち四〇〇票に達せざるも猶議員に當選することゝなるなり。然らば此の方法は果して當を得たりや否やと云ふに、時に甚しき不當の結果を生ずることあるを

免れず。今所要の議席を三個とし、甲、乙二黨派ありて甲黨は一六〇〇票、乙黨は一四〇〇票を得たりとすべし。當選點は一〇〇〇票なりとして甲黨、乙黨各々一個の議席を得。従つて殘席は一個なり。此の一個の殘席は比較的多數の殘票を有する甲黨に歸す。此の場合、若し乙黨が故らに名簿を分割し、イ、ロの名簿を作製して各々七〇〇票を得たりと假定せば其の結果や如何?

甲黨……一六〇〇(議席一個、殘票六〇〇票)  
乙黨……一四〇〇

名簿「イ」七〇〇(議席無し、殘票七〇〇票)  
名簿「ロ」七〇〇(議席無し、殘票七〇〇票)

即ち二個の殘席は比較的多數の殘票を有するイ、ロの名簿に歸することとなり、得票總數の低き乙黨は得票總數の高き甲黨より多くの議席の分配を受くることとなり、其の不條理なること一見して明瞭なるべし。

然らば殘席は悉く之を多數黨に與ふること、せんか、是れ亦不當の結果を生ずること左の如し。

甲黨の得票六一四票 合計 議席數五

乙黨の得票三九九票 一〇三票 當選點二〇二

甲黨先づ三個の議席を得て八票を餘し、乙黨は一個の議席を得て一九七票を餘す。然るに殘席一個を多數黨たる甲黨に與へんか、甲黨は合計四個の議席を得ることとなる。甲黨と乙黨とは得票數に於て約三と二の割合なるにも拘らず議席數に於ては四と一との割合となるが故に此の殘席分配の方法も決して合理的なりと云ふを得ず。

右の場合若し議席數に一を加へたる數にて有效投票總數を除して得たる商を以て議席分配數となしたならば如何?

然る時議席分配基準數は  $\frac{1013}{5+1} = 169$  として

甲黨は  $\frac{614}{169} = 3$  即ち三個、乙黨は  $\frac{399}{169} = 2$

即ち二個の議席を得。甲乙兩黨の得票數の割合は約三と二にして議席數の割合亦三と二なれば斯の殘席分配の法は當を得たるが如し。然れども猶殘席分配の手續を要する場合あり。例せば左の如し。

甲黨得票 八一、〇〇〇 議席數 一〇  
乙黨得票 六五、〇〇〇 合計 二〇〇、〇〇〇  
丙黨得票 五四、〇〇〇 議席分配數 一八一八二

甲黨は  $\frac{87000}{18182} = 4$  乙黨は  $\frac{8272}{18182}$

$\frac{65000}{18182} = 3$  ; 丙黨は  $\frac{54000}{18182} = 2$

にして、甲黨は四個、乙黨は三個、丙黨は二個の議席を得て殘席一個を生ずることとなるなり。

次節に於て詳説するドント氏の方法に依る時

は殘席を生せず(次節参照) 今茲には前例の場合ドント氏の方法に依る時は議席が如何に分配せらるゝかを數示するに止む。

81,000 (甲黨得票) 65,000 (乙黨得票)  
40,500 (二に於て除す) 32,500 (二に於て除す)  
27,000 (三に於て除す) 21,333 (三に於て除す)  
20,250 (四に於て除す)  
54,000 (丙黨得票) 27,000 (二に於て除す)  
18,000 (三に於て除す)

甲黨の取くる議席  $\frac{81,000}{18,000} = 4$

乙黨の取くる議席  $\frac{65,000}{18,000} = 3$  合計 10

丙黨の取くる議席  $\frac{54,000}{18,000} = 3$

其二 大選舉區等級式 比例選舉制度

一選舉區より多數の議員を選出すること前記の制度と相同じ。然れども總べての有權者が平

等に一票の投票権を有するにあらず。一部の有権者は二票の投票権を有し、他の一部の有権者は三票の投票権を有するが如く、有権者の投票力に等差を附する點に於て前記の制度と著しく趣を異にせり。白耳義に行はるゝ制度は即ち此の典型に屬す。就いて記すべし。

一定の選挙區に於て選挙前に提出せられたる候補者名簿一個に止まり、且つ其の名簿に掲ぐる候補者の數が選出議員數に等しき時は該名簿記載の候補者を以て直に議員となす。若し候補者の數議員定數に満たざる時は同じ名簿の下部に記せる補充員を加へて議員に當選せしむ。又候補者の名簿數多ある場合に於ても其の候補者の數が選出議員數以下なる場合に於ては前同様に處決す。

投票用紙に各名簿を抽籤に依りて定れる順序に従ひて掲載し、各候補者氏名の右側並に投票の上部に投票記入の場所を設く。選挙人は投票

用紙の上に印刷せられたる數多の名簿中孰れか一つを選びて之に投票す。故に一票の投票権を有するものゝ間に於ては絶対に混合投票(數多の名簿より候補者を選抜して投票すること)の問題を生ぜず。但し二票又は三票の投票権を有するものは二枚又は三枚の投票用紙を取得し、其の各々に就いて各一票宛の投票を爲し得べし。投票記入の方法には四種有り。若し選挙人にして或る名簿の議員候補者並に補充員を名簿の指定する順位に従ひて當選せしめんと欲せば該名簿の上部に設けたる投票記入欄の白色の部分を塗抹す可きなり。若し然らずして議員候補者並に補充員候補者が名簿の指定する順位に従つて當選することを欲せざるならば、名簿の上部の記入欄には投票の記號を記さず、己の選出せんとする議員候補者並に補充員候補者の氏名の傍側に設けある投票記入欄の白色の部分塗抹す可きなり。若し選挙人にして議員候補者に

就いては名簿の順位を承認し、補充員についてのみ名簿の順位を變更せんと欲せば、己の希望する補充員の氏名の右側にある投票記入欄にのみ記號を記入す可く、之と反對に補充員については名簿の順位を承認し、議員候補者の順位についてのみ變更を加へんと欲せば其の希望する議員候補者の氏名の右側に在る記入欄にのみ投票の記入を爲す可きものとす。

今甲、乙、丙三個の名簿あり、夫々八、〇〇〇七、五〇〇 四、五〇〇の得票ありたりと假定せん。さて五個の議席を各名簿の得票數に比例して分配するには如何にするやと云ふに、ドント氏の方法に依り先づ各名簿の得票數を一、二、三等の數にて除して得たる商を其の多寡に従ひて配列し、議席數と同じ順位に當る商を共同分母即ち議席分配基準數となす。

甲の名簿 八、〇〇〇 (1) 八、〇〇〇  
乙の名簿 七、五〇〇 (2) 七、五〇〇  
丙の名簿 四、五〇〇 (3) 四、五〇〇  
(4) 四、〇〇〇  
(5) 三、七五〇 (共同分母)

共同分母、即ち三、七五〇を以て各名簿の得票數を除して得たる數は各名簿の受く可き議席數を示すものなり。

甲の受くる議席數  $11 \cdot (8000 \div 3750 = 2 +)$   
乙の受くる議席數  $11 \cdot (7500 \div 3750 = 2 +)$   
丙の受くる議席數  $1 \cdot (4000 \div 3750 = 1 +)$   
さて各名簿の受く可き議席數定まりたる時は名簿中の孰れの候補者を當選せしむ可きかを定めざる可からず。今甲の名簿がイ、ロ、ハの三名の候補者を挙げ、名簿の順位を承認したる投票四〇〇〇票、イを指名したる投票五〇〇票、ロを指名したる投票五〇〇票、ハを指名したる投票三〇〇〇票ありたりと假定すべし。イが共同分

母即ち三七五〇に達する爲めには該名簿の順位を承認したる投票四〇〇〇票の中より三二五〇票を受ければ足る。斯くしてイは確實に議員に當選すべし。然かも殘票尙ほ七五〇票あり。之を二位のロに移せば、ロは其の指名投票と合して一二五〇票となる。然れども三位のハは指名投票のみにて三〇〇〇票を有す。故に甲の名簿よりは結局イ、ハの二名が議員に當選することとなるなり。

議席分配数の算定について稍複雑なる例を擧ぐれば次の如し。甲、乙、丙、丁、戊、己、の六個の名簿あり、議席数を十一とす。

甲	七八八五	原數	(1)
乙	三九七八	に於て	(2)
丙	九一三三	除して	(3)
丁	一〇九四	得る	(4)
戊	二七一一	たる	(5)
己	一一八	商	(6)
			(7)
			(8)
			(9)
			(10)
			(11)

即ち共同分母は一五五九にして之を以て各

名簿の得票を除す。甲は六個、乙は三個、戊は二個の議席を受く。遮莫ドント氏の制度は多數黨を利するの傾なきにわらず。簡單なる例を以て其の然る所以を説明すべし。議席数を十一、黨派を甲、乙、丙の三、各黨の得票を六〇〇〇、四八〇〇、一九〇〇とす。

甲黨	六〇〇〇	原數	(1)
乙黨	四八〇〇	に於て	(2)
丙黨	一九〇〇	除す	(3)
			(4)
			(5)
			(6)
			(7)
			(8)
			(9)
			(10)
			(11)

即ち議席分配數(或は共同分母)は一〇〇〇なり仍て各黨の受くる議席數左の如し。

甲黨	6000 + 1000 = 6
乙黨	4800 + 1000 = 4
丙黨	1900 + 1000 = 1

甲黨と乙黨の得票は五と四の割合なるに議席の

割合は三と二なり。乙黨と丙黨の得票は凡そ三と一なるに議席の割合は六と一なり。以て其の著しく多數黨に有利なるを知るべし。

### 其の三 比例代表主義の單純連名投票制度

一選舉區より多數の議員を選出すること前記二種の制度と相同じ。然れども選舉人が其の選舉區より選出する議員數と同じ丈の投票數を有する點に於て前記二種の制度と趣を異にせり。瑞西ジュネーブ州の比例代表制度は此の典型に屬するを以て就いて説明すべし。

選舉人は前言の如く、選出議員數と同じ丈の投票權を有すと雖も、必ずしも其の投票權の全部を行使するの要なきなり。從て選出議員を十名と假定すれば選舉人は議員候補者十名に對して投票し得るも、又其の中五名丈に投票し、他の五名に對しては全然投票せざることを得るなり。併し乍ら選舉人若し議員定數以上の

投票を爲したる場合に於ては其の投票用紙の終りに記載せられたる候補者にして議員定數を超過したる部分は無効とせらる。又選舉人は數多の名簿の間に投票を分割することを得べし。換言すれば混合投票を爲し得るなり。さて名簿は選舉前に確定せられ、選舉人は選舉の當日投票所に於て既定の名簿以外の名簿を作製すること能はず。投票は或る名簿の全部に對して爲すことを得べく、又其の名簿中の特定の候補者に就いて個別的に投票することを得。投票を計算するに方りては、特定候補者の個別的得票も亦其の候補者の屬する名簿自身の得票と看做さる。例へば甲黨の名簿に於ける候補者イ、ロ、ハ、ニ、ホの五名中イ、ロの二名が各々一票宛の個別投票を得たりと假定せば、此の二票の得票は甲黨名簿の得票として計算せらるゝなり。最多數の得票ありたる名簿は最多數の議席の分配を受く。議席分配數は如何なる方法に依りて算出す

るやと云ふに、ヘヤの制度に於けるが如く議員  
總數を以て選舉人總數を除することを爲さず、  
選出議員定數を以て有効投票總數を除して得た  
る商を議席分配數となすものとす。今例を擧げ  
て之を説明すれば左の如し。

甲黨名簿(得票數) 40,000	議席 10
乙黨名簿(得票數) 30,000	議席 7.5
丙黨名簿(得票數) 20,000	議席 5
丁黨名簿(得票數) 10,000	議席 2.5
合計 100,000	議席 25
議席分配數 10,000	
甲黨の受くる議席 40,000 ÷ 10,000 = 4	
乙黨の受くる議席 30,000 ÷ 10,000 = 3	
丙黨の受くる議席 20,000 ÷ 10,000 = 2	
丁黨の受くる議席 10,000 ÷ 10,000 = 1	

然れども次の如き場合に在りては殘席分配の手  
續を要す。

甲黨 37,000 ÷ 9,250 = 4	(5)
乙黨 33,000 ÷ 9,250 = 3	(7)
丙黨 20,000 ÷ 9,250 = 2	(3)
丁黨 10,000 ÷ 9,250 = 1	(8)
合計 100,000 ÷ 9,250 = 10	(9)

議席分配數は九二五〇にして、各黨の受くる議  
席數は左の如し。

さて各名簿の受くる議席數確定したる時は更に  
名簿中の何れの候補者を議員に當選せしむ可き  
かの問題を解決せざる可からず。此の場合に關  
するジュネーブ州の規定は至極簡單にして、各  
候補者の得たる個別投票に依つて決するなり、  
隨つて此の場合各候補者は必ず議席分配數に達  
することを要するものにあらず。例へば甲の名

甲黨の得票 37,000	議席數 10
乙黨の得票 33,000	議席數 7.5
丙黨の得票 20,000	議席數 5
丁黨の得票 10,000	議席數 2.5
合計 100,000	議席數 25
分配數 10,000	
甲黨の受くる議席 37,000 ÷ 10,000 = 3.7	殘票 7,000
乙黨の受くる議席 33,000 ÷ 10,000 = 3.3	殘票 3,000
丙黨の受くる議席 20,000 ÷ 10,000 = 2	殘票 なし
丁黨の受くる議席 10,000 ÷ 10,000 = 1	殘票 なし

右の場合殘席一個は比較的多數の殘票を有する  
甲黨に與へらる。若し此の場合ドント氏の方法  
を採用したりしならば如何。其の結果は此の場  
合同一なるも唯一回にて議席の全部を比例的に  
分配し得るの利あり。

(甲) 37,000 ÷ 1 = 37,000 (1)
” ” ÷ 2 = 18,500 (4)
” ” ÷ 3 = 12,333 (6)
” ” ÷ 4 = 9,250 (10)
(乙) 33,000 ÷ 1 = 33,000 (2)

簿の得票總數二〇、〇〇〇票にして其の中一〇、  
〇〇〇票は該名簿の候補者イ、ロ、ハ、ニ、ホ、の  
五名に個別的に與へられたる投票とし、五名の  
候補者は平等に二、〇〇〇票宛の得票なりたり  
と假定し、議席數を五とすればイ、ロ、ハ、ニ、ホ  
の五名は議員に當選す。

其の四 比例代表主義の有限連名

投票制度

各選舉區より數名の議員を選出すること前記  
の諸制度と相同じ。連名投票なるが故に第一の  
讓渡式單名投票制度と異なり、等級制度にあら  
ざるが故に第二種の制度とも異なり、有限連名  
投票なるを以て第三種の單純連名投票制度とも  
同じからず。芬蘭の制度は此の典型に屬するを  
以て之に就て説明を加へん。

選舉人五十名以上を有する各有權者團體は三  
名を限度として候補者名簿を作製することを得  
べし。選出議員の數如何に多數に上るも一名簿

に掲ぐる候補者の数は三名を越ゆるを得ず。又各團體は其等の名簿を連結して一個の組合せを作ることを得べし。此の名簿を組合す上に於て唯一の制限あり。何ぞや？ 一個の組合せには選出議員数以上の異なる候補者の氏名を包含す可からざること是れなり、但し同一候補者の氏名は幾度反覆せらるゝも差閤なし。即ち左に例示するが如し。

此の組合せに屬する名簿の数を十五とす。議員定数を八名と假定す、随つて此の組合せに八名より多数の異なる候補者の氏名を包含することを得ず。然れども同一の候補者の氏名は反覆せらるゝも妨なきが故に、イ、ロの氏名は八個の名簿に現はれ、ハの氏名は七個の名簿に記さるゝを見るべし。

(三)	ロニホ
(六)	ホヘニ
(九)	イホト
(十二)	イヘト
(十五)	ロイチ

(一)	イロハ
(二)	ニホハ
(三)	トイロ
(四)	ヘイハ
(五)	ハロイ
(六)	ヘイロ
(七)	ニハホ
(八)	ロハヘ
(九)	チロハ
(十)	ロハヘ
(十一)	チロハ
(十二)	チロハ
(十三)	チロハ
(十四)	チロハ
(十五)	チロハ

名簿を連結して組合せを作ると否とは有権者の自由に屬す。又選舉人は名簿の順位を任意に變更し得べく、若し何れの名簿にも賛する能はずとせば、選舉人は投票用紙の餘白に自身の理想とする候補者の氏名を記載して投票することを得べし。此の點は強制名簿制度に比して遙かに選舉人の自由意思を尊重するものにして吾意を得たり。

投票手續は至極簡單なり。孰れかの名簿を選びて投票すれば宜し。各名簿に於ける候補者の

順位は次の方法に依りて決定す。甲、乙、丙の三名を掲ぐる名簿の得票總数を六〇〇〇とし、其中甲は首位候補者として三〇〇〇票、次位候補者として二〇〇〇票、三位候補者として一〇〇〇票を得、乙は首位候補者として二〇〇〇票、次位候補者として二〇〇〇票、三位候補者として一〇〇〇票、丙は首位候補者として一〇〇〇票、次位候補者として三〇〇〇票を得たりと假定す。然る時甲、乙、丙の右の名簿に於ける地位は左の如し。

$$\text{甲 } 3000 + \frac{2000}{2} = 4000$$

$$= 4333 \text{ (第一位)}$$

$$\text{乙 } 2000 + \frac{2000}{2} + \frac{2000}{3}$$

$$= 3666 \text{ (第二位)}$$

$$\text{丙 } 1000 + \frac{2000}{2} + \frac{3000}{3} = 3000 \text{ (第三位)}$$

右の数字は當該名簿に於ける甲乙丙の順位を定むる爲めの数字にして他に用なきなり。而して名簿の得票数六〇〇〇は首位の甲に歸し、其の二分の一の三〇〇〇票は二位の乙に歸し、三分の一の二〇〇〇票は三位の丙に歸す。甲の六〇〇〇、乙の三〇〇〇、丙の二〇〇〇を甲乙丙の比較数と云ふ。同様の手續は總べての名簿について行はれ、然る後各組合に屬する名簿に於ける同一候補者の比較数を加算す。此の手續相濟めば、更に各名簿組合せの得票を計算し、其の得票の全部を其の組合せ中最多数の比較数を有する候補者に與ふ。而して其の半数を次位者に、又其の三分の一を三位の候補者に與ふ。以下同様なり。(若し同一候補者の氏名が數多の名簿組合せに現はるゝ場合、又は組合せに屬せざ



る獨立の名簿に記さるゝ場合には、更に此等の組合せ又は名簿に於ける同一候補者の得點をも加算すること等を俟たず)

今議員數を三名とし、投票は總べて甲、乙の二個の名簿組合せに投せられ、甲は一〇、〇〇〇票、乙は五、〇〇〇票を得、甲の組合せに屬する名簿第一號の得票を六、〇〇〇票、同第二號の得票を四、〇〇〇票、乙の組合せに屬する名簿第三號の得票を三、〇〇〇票、同第四號の得票を二、〇〇〇票と假定し、又各名簿の得票は悉く名簿の順位に従ひたるものと想定す。

簿名號一  
簿名號二

(一)	イ	6,000
	ロ	3,000
	ハ	2,000
(二)	ロ	4,000
	ハ	2,000
	イ	1,333

10,000

各名簿の氏名の右側に記したる數字は各候補者の比較數を示すものなり。故に甲の組合せに於けるイ、ロ、ハ並に乙の組合せに於けるニ、ホ、ヘの得點左の如し。

簿名號三  
簿名號四

(三)	ニ	3,000
	ホ	1,500
	ヘ	1,000
(四)	ホ	2,000
	ニ	1,000
	ヘ	666

5,000

甲の組合せに屬する得票合計は一〇、〇〇〇票にして、乙の組合せに屬する得票合計は五、〇〇〇票なり。仍つて各候補者の得點左の如し。

(イ)	10,000	=	10,000
I			
(ロ)	10,000	=	5,000
2			
(ハ)	10,000	=	3,333
3			
(ニ)	5,000	=	5,000
I			
(ホ)	5,000	=	2,500
2			
(ヘ)	5,000	=	1,666
3			

甲 (10,000) 乙 (5,000)

即ち甲の組合せより「イ」、「ロ」乙の組合せより「ニ」の都合三名の議員を出すことを得るなり。甲と乙との得票の割合二と一にして、議席の割合亦二と一なり。比例代表の目的は完全に達せられたりと謂ふべし。斯の制度の缺點は投票計算法の複雑にして、選舉の行はれてより其の結果の確定發表せらるゝまでに多大の日子を要する一事に在り矣。(5, 1, 6)